**お願い**

当集積所は●●自治会専用の集積所です。

●●自治会が認めていない方はごみを出せません。また、事業系のごみは集積所に出せません。

●●自治会が認めていない方が出されたごみは、不法投棄として我孫子警察署へ通報します。

個人による不法投棄とみなされた場合は、５年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。

事業所の場合は、さらに重い刑に処せられます。

●●自治会

我孫子市生活衛生課